

科目別



択一マスター

社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



基本テキストを通読しただけでは理解しにくい箇所や、わかっているつもりになっているがしっかりと理解できていないことが多い箇所について、毎月1科目、五肢択一式問題演習の形式で詳しく解説します。さらに重要なポイントは動画&音声で解説！

第2回／全8回

労働者災害補償保険法

〔問 1〕 労働者災害補償保険法に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

ア 労働者が事業場で所定労働時間内に負傷し、当該負傷により身体に障害等級に該当する障害が存するに至った場合には、当該負傷の原因を問わず、当該障害は業務災害と認められる。

イ 労働者が業務で使用する機械器具の整備を行っている際に、当該整備により負傷したとしても、当該整備を終業後に行っていた場合には、当該負傷は業務災害とは認められない。

ウ 事業主の提供する専用交通機関を利用して労働者が事業場に向かっている際に、その途上で事故が発生し、当該事故によって当該労働者が死亡した場合には、当該死亡は業務災害と認められる。

エ 業務上の疾病には業務上の負傷に起因する疾病等があるが、これは、労働者災害補償保険法施行規則の別表に掲げられている。

オ 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血は、業務上の疾病に該当する。

A (アとイ)

B (アとエ)

C (イとオ)

D (ウとエ)

E (ウとオ)

OutLine

「業務災害」が認められるためには、労働者の仕事と発生事故との関係において「**業務遂行性**」と「**業務起因性**」がなければならない。

(1) 業務遂行性

労働者が、労働契約を根拠とする事業主の指揮命令に基づき行動していた間に起こったできごと（アクシデント）であったかということ。

(2) 業務起因性

「業務遂行性」があることを前提として、その業務に就いていたならば起こり得るであろう傷病が、現実には起こってしまったということ。

(1) 業務上の負傷

◆原則的な認定の可否基準（OKは認められる、NGは認められない）

作業中	作業中に発生した大部分の事故がOK (業務離脱中、担当業務外の行為に従事中に発生した場合はNG)
合理的行為中	労働者の担当業務行為ではないが、単なる私的行為ともいえない性質の行為は、それが事業主の <u>特命（特別の指揮命令）</u> による場合は、その行為自体は担当業務行為としてOK
作業の中断中	<u>生理的行為又は反射的行為によって、一時的に業務行為から離れ、作業が中断される場合であっても、業務に付随する行為としてOK</u>
準備後始末行為中	一連の過程は、 <u>業務行為に通常又は当然に附随するもの</u> として、業務行為の延長としてOK ○ 準備行為：始業前の行為、機械器具の整備等 ○ 後始末行為：終業後の機械器具の整備、洗面、手洗、更衣等
緊急業務中	事業主の命による場合はもちろん、事業主の命を待たなくても、 <u>当該事業の労働者として行われるべきものである限りOK</u> (突発事故、天災地変等に臨んで同僚労働者の救護、事業施設の防護等当該事業の労働者として行われるべき諸活動)
休憩中	事業場施設又はその管理に起因することが <u>被災労働者によって証明されない限りNG</u>
施設利用中	「休憩中」と同じ
出張中	「 出張 」とは、一般に事業主の包括的又は個別的な命令により、特定の用務を果たすために、通常の勤務地を離れて用務地へ赴き、用務を果たして戻るまでの一連の過程を含むものであり、 <u>過程全般について事業主の支配下にあるためOK</u> （住居と出張先との途上は通勤ではなく、 業務行為 とされる）